

意見書案第 9 号

民生委員の活動費に関する意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月20日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

打 越 基 安

浜 崎 太 郎

三 角 公仁隆

近 藤 里 美

調 崇 史

楠 正 信

とみなが 正博

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

阿 部 真之助

山 口 剛 司

森 あや子

中 山 郁 美

民生委員の活動費に関する意見書

民生委員は児童委員を兼ねていますが、貧困家庭や高齢者世帯の見守り、生活困窮者自立支援制度との連携、児童虐待防止に向けた育児相談といった多岐にわたる課題に取り組むなど、地域福祉におけるその役割はますます重要になっています。

ところが、民生委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員ですが、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められていることから、無償のボランティアとされています。このため、電話代や交通費など活動に係る費用の一部のみが自治体から支給されているのが現状です。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書では、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していく」べきであるとされています。

このような経済的負担が民生委員の担い手不足の原因の一つと指摘される中、活動費に対して一定の配慮をすることは民生委員制度を持続させる上で重要な課題です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、民生委員の活動費に係る地方交付税算定基礎を更に引き上げるとともに、民生委員が受け取る活動費を実際に引き上げるための措置を講ぜられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，
厚生労働大臣 宛て

議 長 名